

熊本市老朽空き家除却促進事業補助金 申請の手引き

老朽空き家の除却に要する費用を**最大40万円**まで補助します。

申請受付期間

**2025年4月7日(月) から ~~2025年12月26日(金)~~ まで
2026年1月30日(金)**

※ 予算限度額に達し次第、申請受付を終了します。

※ 現に存在している空き家が対象です。

補助金の交付決定を受ける前に工事の着手を行った場合は、補助を受けることができません。

目次

- (1) 申請の要件 2ページ ~ 3ページ
- (2) 申請の流れ・提出書類 . . . 4ページ ~ 7ページ
提出書類の詳細 7ページ ~ 10ページ
- (3) 補助金の額 11ページ
- (4) よくある質問 12ページ ~ 13ページ

お問い合わせ・申請窓口

熊本市 都市建設局 住宅部 空家対策課

【電話】096-328-2514

【住所】〒860-8601 熊本県熊本市中央区手取本町1番1号

【HP】<https://www.city.kumamoto.jp/kiji00355862/index.html>

【受付時間】午前9時 ~ 午後5時 (土日祝祭日を除きます)

【申請方法】窓口持参 もしくは 郵送 (申請期間内必着)



QRコード

1. 申請の要件

補助金の交付の申請を検討される方は、以下の①・②・③の要件に該当することをご確認ください。

①申請できる方

次の全ての要件に該当する方が対象です。（法人等の申請は不可）

- (1) 老朽空き家の**所有者、管理者又は相続等により所有者**となる方
- (2) 本市の**市税を滞納していない**方
- (3) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない方
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と補助事業に係る契約をしない方
- (5) 空家法第22条第3項に規定する命令を受けていない方

※ 補助金の申請に係る老朽空き家について、申請者以外の所有者、抵当権者又はその他の権利者（以下「関係権利者」という。）がいる場合には、当該老朽空き家の除却について、原則として全ての関係権利者の同意を得ている必要があります。

※ 相続登記が完了していない方も申請可能です。

②補助対象となる空き家の要件

次の全ての要件に該当する空き家が対象です。

- (1) **1981年(昭和56年)5月31日以前に着工した空き家** 又は
築22年以上経過している建築物で、相続若しくは遺贈を受けた空き家
- (2) **1年以上使用の実態がない空き家**
- (3) 熊本市内に位置している空き家
- (4) **木造の専用住宅又は兼用住宅**で、法人の所有でない空き家
- (5) 抵当権等が設定されていない空き家（ただし、抵当権等が設定されている場合であっても、全ての権利者が当該老朽空き家の除却について同意している場合は申請可）
- (6) 国又は地方公共団体等による**他の補助金等の交付を受けていない**空き家
- (7) 公共事業等による補償を受けていない空き家

③補助金の対象となる解体工事

次の全ての要件に該当する工事が対象です。

- (1) 補助金の対象となる空き家の敷地全体を**更地の状態にする**工事。
- (2) 補助事業者（補助金交付の決定を受けた申請者）が**解体事業者等へ請け負わせ**、家屋、門扉、ブロック塀、立木、倉庫等の除却を行い、敷地全体を「更地」の状態にするものが対象です。申請者本人が解体作業を行うものは対象となりません。

【注意点】

- ※ 解体工事は、建設業法による土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る許可又は 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する解体工事業者の登録を受けた「**熊本市内に本店又は営業所等がある解体事業者等**」と契約して実施する必要があります。（熊本県内であっても市外の事業者は不可です。）
- ※ **交付決定を受けた年度の2月末日までに解体工事が完了する予定**であるものが対象です。
- ※ 解体工事は原則として敷地全体を更地にする必要があります。ただし、次に示すような特段の理由があれば一部残置することができます。

【特段の理由の例】

- ・ 隣地所有者と共同で所有するブロック塀等、隣地所有者と共同で所有しているため残置することがやむを得ないもの
- ・ 敷地若しくは地盤面の構造上、隣接する家屋等への対策や安全上の理由により残置することがやむを得ないもの
- ・ 境界紛争防止等の理由から撤去することが困難な基礎及び塀等（必要最小限の高さまで残置可）
- ・ 抜根を行うことで安全上等の問題が生じる恐れがある立木の幹（最小限の高さまで残置可）
- ・ 土留めを兼ねた車庫(掘込車庫等)の壁等

- ※ 安全性確保のための対応が必要な場合には、専門の方に事前に相談するなどの検討をお願いします。

2. 申請の流れ



手順1

交付申請書の提出（提出期限：令和7年12月26日(金)まで） 令和8年1月30日（金）

【手続きの概要】

- ・ 次ページに記載する書類を申請窓口までご提出ください。申請の内容が、補助金を交付する要件に合致しているかなどについて確認し、問題がないと認められる場合に、補助金の予定金額を記載した「補助金交付決定通知書」を発行します。
 - ・ 交付決定を受けていても、工事が期限に間に合わなかった場合、完了後の報告が適切に行われない場合、交付決定後に補助の要件に合致しなくなった場合など、補助金をお支払いできないことがあります。ご注意ください。
 - ・ 解体工事の着手は、交付決定通知書が発行された後に行ってください。
 - ・ 書類に不備がない場合、交付申請から交付決定通知書の発行まで、おおむね1週間～2週間程度要します。
- ※ 補助金の交付決定は、補助金交付申請書を先着順に審査して行い、**予算がなくなり次第受付を終了**します。
- ※ 申請書類等を代理提出する場合も、**工事の契約や支払いは申請者名義**で行ってください。

【提出書類】

- ・提出書類は原則として返却できませんのでご了承ください。
- ・写しと記載があるものは、申請者ご自身で写しをご準備のうえご提出ください。
- ・様式は、1 ページ目に記載のHPからダウンロードできます。
- ・各書類の詳細は 7 ページ～10 ページ に記載しています。

	提出書類	備考
①	<u>補助金交付申請書（様式第1号）</u>	1 ページ目に記載のHPからダウンロードできます
②	位置図	空き家の位置が分かるもの
③	配置図	8 ページの記載例をご確認ください(手書き可)
④	現況写真	建物及び敷地全体の状況が分かるもの
⑤	所有者等であることを推認できる書類 又はその写し	建物の全部事項証明書（発行後3か月以内）、納税 通知書、不動産売買契約書 など
⑥	建物の建築時期が分かる 書類又はその写し	建物の全部事項証明書（発行後3か月以内）、 固定資産評価証明書（経過年数の記載があるもの）、 建築計画概要書 など
⑦	1年以上使用の実態がないことを証す る書類	水道、ガス又は電気の使用中止日が確認できる書類
⑧	申請者の本人確認ができるものの写し	運転免許証等のコピー など
⑨	戸籍謄本又はその写し	相続人等の確認が必要な場合のみ
⑩	<u>誓約書（様式第2号）</u>	建物の全部事項証明書により単独の所有者等である 事が確認できない場合や、1年以上使用の実態がない 事を証する書類がない場合
⑪	除却工事の見積書の写し 1通 （※2社以上の見積を比較される ことを推奨します。）	本市内に本店又は営業所等を有する解体事業者等の 見積書の写し （※ <u>見積書に申請者名又は解体する家屋の地番若し くは住居表示が記載されているもの</u> ）
⑫	解体事業者等であることを証する書類 の写し	解体事業者等から、次のいずれか1つの証明書の写 しの提供を受け、提出してください ① 建設業の許可証（土木工事業・建設工事業・ 解体工事業） ② 建設リサイクル法の登録証（熊本県知事登録）
⑬	市税の滞納がないことの証明書	熊本市税に滞納がないことを証明する書類 （発行後3か月以内）
⑭	<u>代理提出委任申出書（様式第12号）</u>	申請書類等提出を第三者に代理させる場合
⑮	その他市長が必要とする書類	その他の書類の提出を求めることがあります

手順2

解体事業者等との契約

- ・熊本市に提出した見積書を作成した解体工事業者と契約してください。
- ・解体事業者等との契約や工事の実施にあたり、補助金の交付申請の際に申請した内容から変更（解体事業者等の変更、補助金交付決定額の変更を伴う見積額の変更など）が生じた場合は、**変更申請が必要**になりますので、申請窓口までご連絡をお願いします。
工事を行う解体事業者等を変更する場合は、原則として変更後の解体事業者等との契約前に変更申請を行い、変更の交付決定を受ける必要がありますのでご注意ください）

工事の着手日が決まったら

手順3

補助事業着手届の提出・解体工事の実施

【手続きの概要】

- ・工事の着手日が決まったら、次に記載する書類を申請窓口までご提出ください。
- ・解体工事を実施してください。

	提出書類	備考
①	補助事業着手届（様式第4号）	1 ページ目に記載のHPからダウンロードできます
②	除却工事の請負契約書の写し	見積額から変更がないか確認してください
③	代理提出委任申出書	代理提出をする場合のみ（提出済みの場合は不要）

解体工事が完了したら

手順4

除却完了報告書の提出

（提出期限：工事完了後20日以内かつ令和8年3月13日(金)まで）

【手続きの概要】

- ・工事が完了したら、次に記載する書類を申請窓口までご提出ください。報告の内容が、補助金を交付する要件に合致しているかなどについて審査し、問題がないと認められる場合に、査定金額を記載した「補助金額確定通知書」を発行します。

※ただし、交付決定通知書の記載額と同額の場合は、通知を省略し電話等でお知らせします。

	提出書類	備考
①	除却完了報告書（様式第7号）	1 ページ目に記載のHPからダウンロードできます
②	除却工事の請求書又は領収書	申請者に宛てたもの(代理人等不可)
③	除却工事完了後の写真	敷地全体の状況がわかるもの
④	代理提出委任申出書	代理提出をする場合のみ（提出済みの場合は不要）

補助金額確定通知を受け取ったら

【手続きの概要】

- ・ 補助金額確定通知書を受け取ったら(または電話等で確定の連絡を受けたら)、次に記載する書類を申請窓口までご提出ください。
- ・ 補助金請求書を受付後、指定の口座に振り込みます。（「補助金請求書」のご提出から補助金の振込まで、2週間～1か月程度かかります）
- ・ 補助金の交付を辞退する場合は、「補助金交付申請取下げ書」を提出してください。

	提出書類	備考
①	補助金請求書（様式第9号）	1 ページ目に記載のHPからダウンロードできます
②	申請者名義の通帳の写し	金融機関名・店名・預金種別・口座番号・口座名義・名前（カタカナ）が分かるもの
③	除却工事費の領収書	支払いが確認できるものの写し (提出済みの場合は不要)
④	代理提出委任申出書	代理提出をする場合のみ（提出済みの場合は不要）

提出書類の詳細

【位置図】

- ・ 空き家付近の見取り図です。公共交通機関の停留所、主要な道路、公園等、空き家の所在地が分かる図をご提出ください。

【配置図】

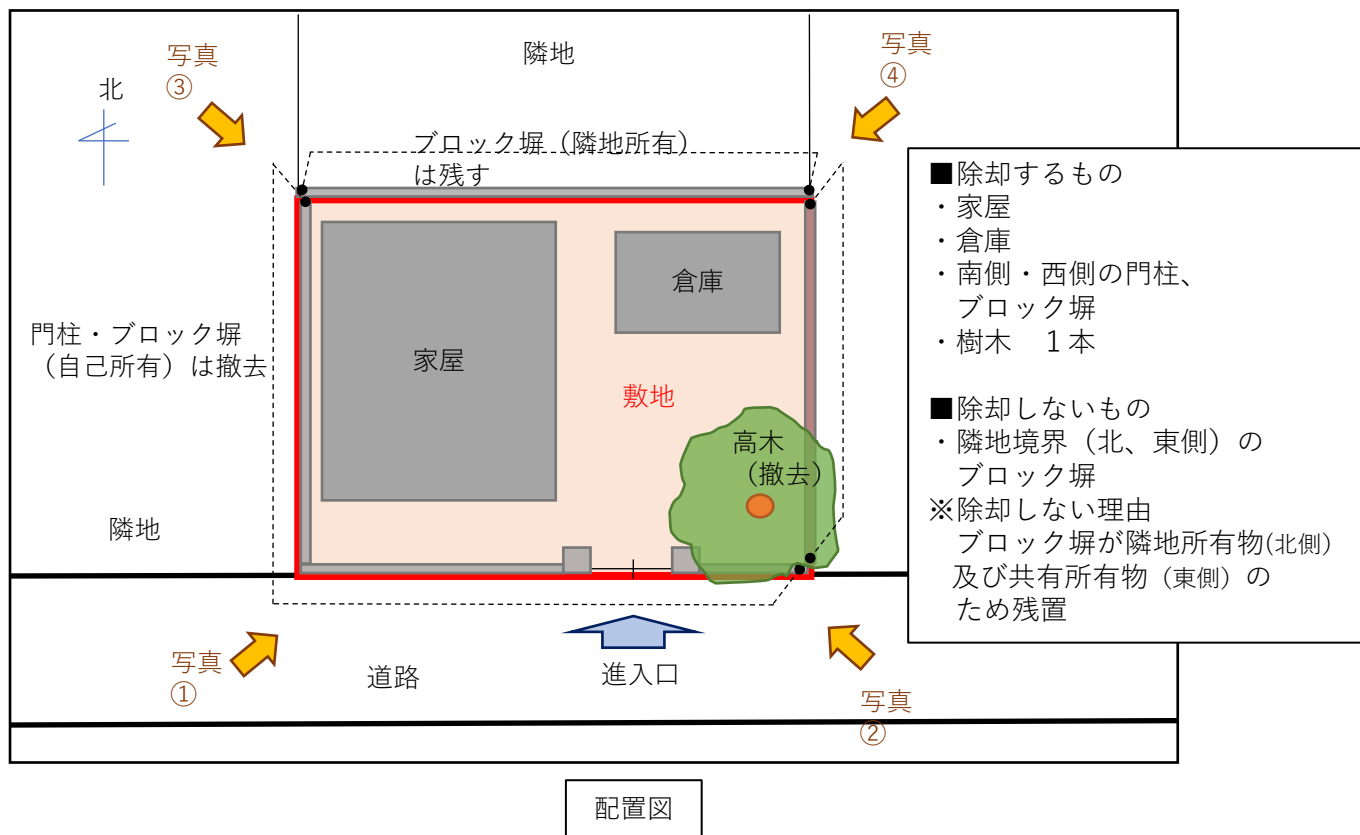
- ・ 敷地内の建物、塀及び立木等の位置、並びに敷地に接する道路・通路を記入したもの
- ・ 配置図には以下のものを記載してください。（手書き可）

※ 3 ページに記載するような特段の理由により残す工作物等がある場合は必ず申告してください。

1. 方位
2. 敷地形状
3. 所有する空き家（家屋、付属屋（離れ、倉庫等））。
4. 工作物（門・ブロック塀 など）
5. 立木竹
6. 進入口
7. 除却するもの、しないもののリスト
8. 除却しないものについてはその理由
9. 写真（建物及び敷地全体の状況が分かるもの）の撮影方向

▼次ページに配置図の例あり

(記載例)



[現況写真]

- ・敷地全体が写るように撮影してください。全体が一枚でおさまらない場合は方向を変えて複数枚撮影ください。
- ・A4サイズ of 用紙にプリントまたは貼り付けて提出してください。

[所有者等であることを推認できる書類又はその写し]

- ・原則として建物の登記事項証明書※で建物の建築年月及び所有者の特定を行います。
- ※ 法務局で交付されたもの(オンライン申請含む) 又は
登記情報提供サービスで取得したもの (ともに発行から3か月以内)
- ・登記事項証明書がない場合(未登記の建物である場合等)は、納税通知書や、不動産売買契約書など、所有者等であることを確認できる書類をご提出ください。

■主な取得先

熊本地方法務局

〒862-0971 熊本市中央区大江3丁目1番53号 熊本第2合同庁舎

[建物の建築時期が分かる書類又はその写し]

- ・原則として建物の登記事項証明書で建物の建築年月及び所有者の特定を行います。
- ・登記事項証明書がない場合は、固定資産評価証明書(経過年数の記載があるもの)、建築計画概要書など、建築時期が分かる書類をご提出ください。固定資産評価証明書を提出される際は、次の窓口で経過年数の記載について依頼してください。

■取得先

熊本市の市民税課、各税務室、各区役所区民課、各総合出張所

〔1年以上使用の実態がないことを証する書類〕

- ・水道、ガス又は電気の使用中止日が確認できる書類をご提出ください。
- ・水道の場合は、「水道料金等納入証明書」等で使用中止日が確認できます。

〔参考：水道局HP抜粋 R7.3月時点〕 ※交付に必要な書類等を必ずご確認ください。

交付方法

1 郵送

- ・個人情報保護のため、郵送先はご使用場所または納付書等のお送り先が原則となります。
- ・概ね1週間以内にお届けいたします。

2 窓口での交付

- ・① 上下水道局料金窓口 及び ② 上下水道料金納入所（熊本市役所（中央区役所）・西部公民館（西区役所）・北部まちづくりセンター・城南まちづくりセンター）において、平日8：30～17：15の時間帯に交付が可能です。
- ・窓口に来られる方の本人確認等を実施しております。下記をご参照ください。

申請方法

1 お電話での申込み（096-381-1118）

- ・原則、郵送での交付となります。

2 窓口での申請

- ・① 上下水道局料金窓口 及び ② 上下水道料金納入所（熊本市役所（中央区役所）・西部公民館（西区役所）・北部まちづくりセンター・城南まちづくりセンター）において、平日8：30～17：15の時間帯に受付をしております。
- ・窓口に来られる方の本人確認等を実施しております。下記をご参照ください。

◆申請の際、「水せん番号CD」をお伝えいただくと受付をスムーズに完了できますのでご協力をお願いいたします。水せん番号CDは「水道等ご使用量のお知らせ」をはじめとする各種上下水道局からのお知らせでご確認いただけます。

◆なお、窓口での交付はお受け取りまでに少々お待ちいただくこととなりますので、お時間には余裕をもってご来局ください。

〔戸籍謄本又はその写し〕

- ・相続登記がされていない場合等、相続人であることの確認が必要な場合にご提出ください。

■主な取得先

熊本市 各区役所区民課、各総合出張所

※熊本市内にお住まいの方で、マイナンバーカードを所有されている方はコンビニ交付が可能です。市外にお住まいの方はお住まいの自治体にご確認ください。

〔誓約書（様式第2号）〕

- ・建物の全部事項証明書により単独の所有者等である事が確認できない場合（共有名義等）や、最後の用途が貸家であり、水道等の契約者が所有者でない場合などで、1年以上使用の実態がない事を証する書類がない場合などにご提出ください。

[除却工事の見積書の写し]

- ・ 本市内に本店又は営業所等を有する解体事業者等の見積書の写しをご提出ください。
- ※ 見積書内に申請者名又は解体する家屋の地番若しくは住居表示が記載されていることをご確認ください。解体する建物が特定できない場合は、見積書の再提出をお願いすることがあります。
- ※ 提出は1社分ですが、2社以上の見積を比較されることを推奨します。

[解体事業者等であることを証する書類の写し]

- ・ 見積書を作成した解体事業者等から、次のいずれか1つの証明書の写しの提供を受け、ご提出ください。
 - ① 建設業の許可証（土木工事業・建設工事業・解体工事業のいずれか）
 - ② 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の登録証（熊本県知事登録）

[市税の滞納がないことの証明書]

- ・ 熊本市税に滞納がないことを証明する書類です。
- ・ 発行後3か月以内のもの

■主な取得先

熊本市 市民税課、各税務室

[代理提出委任申出書（様式第12号）]

- ・ 申請書類の提出等を代理人に委任する場合にご提出ください。
- ・ 解体工事業者の方や、不動産業者の方に委任することも可能です。

[除却工事の請負契約書の写し]

- ・ 申請者と解体工事業者間での解体工事についての契約書の写しをご提出ください。
- ・ 見積書の金額から変更がある場合は、事前にご相談ください。

[除却工事の請求書または請求書の写し]

- ・ 申請者に宛てた請求書または領収書の写しをご提出ください。（代理人等不可）

[除却工事完了後の写真]

- ・ 敷地全体が写るように撮影してください。全体が一枚でおさまらない場合は方向を変えて複数枚撮影ください。
- ・ A4サイズ用の紙にプリントまたは貼り付けて提出してください。

[申請者名義の通帳の写し]

- ・ 金融機関名・店名・預金種別・口座番号・口座名義・名前（カタカナ）が分かるものをご提出ください。

3. 補助金の額

① 補助事業の対象となる経費

補助の対象となる経費は次の各項目に要する費用です。（見積書で審査します。）

- ・ 交付対象老朽空き家の除却及び処分に要する費用
- ・ 交付対象老朽空き家に附属する工作物（門又は塀等）の除却及び処分に要する費用
- ・ 交付対象老朽空き家の存する敷地内の立木竹等の除却及び処分に要する費用
- ・ 交付対象老朽空き家の存する敷地内にある動産の除却及び処分に要する費用
- ・ 周囲への安全を確保する上で、交付対象老朽空き家の除却及び処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する費用

② 補助金の額の算出方法

補助金の額は、次の①または②のいずれか低い額で**上限は40万円**です。（1,000円未満の端数が生じたときは切り捨て。）

- ① 『解体事業者等の見積書のうち補助事業の対象となる費用(税抜)』× 2/3 × 8/10
- ② 33,000円※¹ × 空き家の延床面積（少数点以下切捨）× 2/3 × 8/10

※1…令和6年度「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」の「不良住宅等除却費」で定める木造住宅又は木造建築物の除却工事に要する費用の1㎡当たりの額

③ 補助金の額の算出例

[計算例]

(例1) 見積 による補助対象経費 180 万円(税抜)で空き家の延べ床面積が100㎡の場合

- ① $180\text{万円} \times \frac{2}{3} \times \frac{8}{10} = 960,000$
 - ② $33,000\text{円} \times 100\text{㎡} \times \frac{2}{3} \times \frac{8}{10} = 1,760,000$
- ⇒①と②を比較し①の額が低い、上限40万円のため補助金の額は40万円

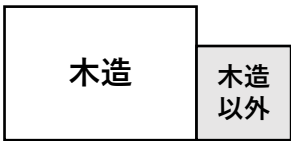
(例2) 見積 による補助対象経費 250 万円(税抜)で空き家の延べ床面積が50㎡の場合

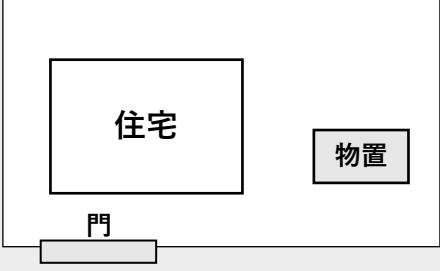
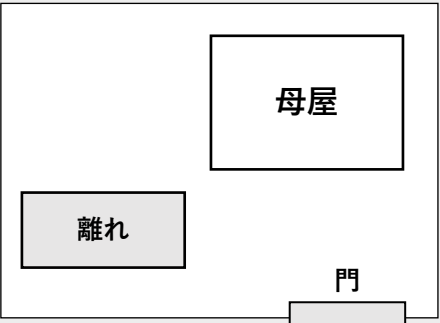
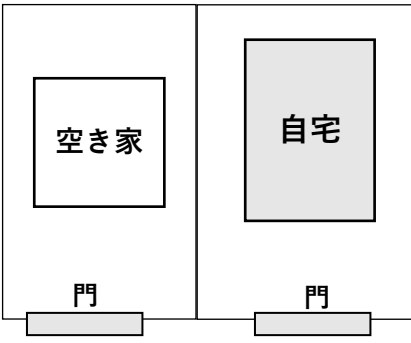
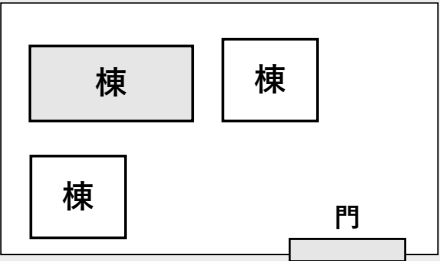
- ① $250\text{万円} \times \frac{2}{3} \times \frac{8}{10} = 1,330,000$
 - ② $33,000\text{円} \times 50\text{㎡} \times \frac{2}{3} \times \frac{8}{10} = 880,000$
- ⇒①と②を比較し②の額が低い、上限40万円のため補助金の額は40万円

(例3) 見積 による補助対象経費 65 万円(税抜)で空き家の延べ床面積が50㎡の場合

- ① $65\text{万円} \times \frac{2}{3} \times \frac{8}{10} = 346,666$
 - ② $33,000\text{円} \times 50\text{㎡} \times \frac{2}{3} \times \frac{8}{10} = 880,000$
- ⇒①と②を比較し①の額が低く、上限40万円以下のため1,000円未満の端数を切り捨て補助金の額は34万6千円

4. よくある質問

	質問内容	回答
①	既に解体が終わっていたり、解体工事中である場合、補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。 補助金の交付決定を受けてから行う解体工事のみ補助金交付の対象となります。
②	相続した家屋が空き家となっていますが、 <u>相続登記を</u> していません。申請できますか。	相続関係がわかる書類（関係者の戸籍謄本や相続関係図、相続人宛ての固定資産税納税通知書など）をご提出いただくことで <u>相続関係が分かる場合は</u> 、申請を認めることがありますのでご相談ください。
③	<u>未登記の家屋</u> を所有しています。申請できますか。	所有者であることがわかる書類（固定資産税納税通知書、売買契約書など）、築年数が分かる書類(固定資産税納税通知書、売買契約書など)をご提出いただき、 <u>必要事項が確認できる場合は</u> 、申請を認めることがありますのでご相談ください。
④	納屋のみ(倉庫のみ)解体したいのですが、補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。 専用住宅もしくは兼用住宅のみ対象です。
⑤	<u>建物の一部だけを</u> 除却する工事は、補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。 敷地内の建物、塀、樹木などのすべてを除却し、敷地全体を更地にするものでなければ補助の対象となりません。 ただし、隣地との共有物である等の理由で塀などを一部残置できる場合があります。
⑥	木造の家屋に一部木造以外の構造(CB等)で増築しています。補助の対象となりますか。 	家屋の主たる構造が木造の場合（木造の床面積が全体延べ面積の過半を占めている場合）は、補助の対象となります。 ただし、登記事項証明書や図面などで過半であることを確認できる資料をご提出ください。
⑦	15年前に増築しています。補助の対象となりますか。 	家屋の主たる部分(全体の延べ面積の過半)が補助の対象となる築年数であり、その他要件も満たしている場合は対象となります。

	質問内容	回答
⑧	同一敷地とはどのようなものを指しますか。 (例 1)  住宅 物置 門	1つの建築物または用途上不可分の関係にある2つ以上の建築物のある土地を同一敷地とします。 (例 1) 敷地上に「住宅」と「物置」が別々に建っている場合、この2つは用途上不可分であるので、<u>同一敷地内にあるもの</u>とします。 住宅、物置共に解体が必要で、補助金の上限額は40万円です。
	(例 2)  母屋 離れ 門	(例 2) 1つの敷地上に、用途が機能的に互いに連携している建築物(母屋と離れ等)が建っている場合、<u>同一敷地にあるもの</u>とみなします。 母屋、離れともに解体が必要で、補助金の上限は40万円です。 ※土地の筆が異なっている場合、用途上不可分の関係にある建物や、登記上附属建物と記載された棟は同一敷地内とみなします。
⑨	相続した家屋の隣の敷地に自宅を所有しています。申請できますか。  空き家 自宅 門 門	同一所有者の土地に建つ用途上独立した複数棟の家屋において、<u>建築基準法上の敷地が分かれている場合</u>には、そのうち1敷地のみを解体することは可能です。 その場合、建物は別々に登記されていること、独立した建築敷地であることが確認できる資料の提出が必要です。
⑩	複数の棟で構成される空き家を所有しています。<u>棟ごとに補助金を申請</u>できますか。  棟 棟 棟 門	棟ごとの申請はできません。 同一敷地内の複数の棟について、全ての棟が補助金の各種要件を満たし、全て解体した場合においても、交付される補助金の上限は40万円です。